



きさらづし 農委だより

令和3年4月1日

第46号

発行：木更津市農業委員会
編集：農業委員会事務局
電話：0438(23)8693



愛情を込めて育てたイチゴと可愛いインテリアでお客様をおもてなし。

「strawberry farm ふじもと」は、令和2年にオープンしたイチゴ狩り観光農園です。お客様の安心のため、元気なイチゴを育てるため、減農薬栽培とハウス内環境制御を取り入れ、4品種のイチゴを食べ比べすることができます。農園を経営する藤本さんにお話を伺いました。

大学卒業後、東京で会社員をしていましたが、実家の田んぼが休耕地になっていて、有効活用したいと思っていたところ、新規就農者を受け入れているイチゴ農家をテレビで見た妻から話を聞き、興味を持ちました。

行政の紹介を受け、休日にイチゴ農園で研修を受け始め、最初は定年退職してから始めるつもりでしたが、お客様が喜んで食べている様子を見て、また、Uターンでの新規就農でも行政のサポートを受けられると知り、早期退職し本格的にやってみたいと思うようになりました。イチゴは病気や害虫に弱く、減農薬で育てるためには日々のチェックが欠かせないので大変ですが、今は研修を受入れてくださった農家などからアドバイスを受けつつ、週末には家族のサポートを受けて経営しています。

私の農園は、東京や神奈川から来てくださるお客様がほとんどです。新型コロナウイルスの影響で大変ですが、毎週来てくださる方や、中には農協や市内の販売所で私のイチゴを買い、「おいしい」と農園まで足を運んでくださる方もいらっしゃり、やりがいを感じています。

今後は、木更津に残っている休耕地を少しでも減らすためにも、うまく活用して経営規模を拡大したいと思っています。また、ブルーベリーの栽培にも興味があるので、将来的に挑戦したいと思っています。

会長あいさつ〜委員改選を受けて

木更津市農業委員会 会長 安藤 一男



農家の皆様には、日頃より農業委員会活動の推進にあたり、ご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

昨年七月、引き続き第二十四期農業委員会の会長を仰せつかりました。新たに市長から任命された十八人の農業委員と農業委員会が委嘱した十九人の農地利用最適化推進委員とが連携・協力し、農業者の地位安定と地域農業の振興のため努力していく所存ですので、何卒よろしく願います。

さて、本市農業を取り巻く状況は、従事者の高齢化や担い手の減少をはじめ、

耕作放棄地の増加、台風や豪雨などの異常気象やイノシシなどの有害鳥獣による被害の増大など、多くの課題が山積しております。また、昨年からの、新型コロナウイルス感染症の流行が、未だ収束の見通しが立たない状況であり、農業はもとより日々の生活においても皆様への影響は多大なものであったと存じます。

このような中で、明るい話題として、木更津市の基幹作物である米の付加価値化・ブランド化や販路拡大に向けて、「令和二年度木更津産米食味分析コンクール」が開催されました。この事が、農業者のモチベーションアップに繋がるものと感じております。

農業委員会では、「農地法等に基づく法令業務」の適正な実施や「農地の利用の最適化の推進」業務であ

る、遊休農地の発生防止と解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進活動はもとより、木更津市が推進しております「オーガニックなまちづくり」の一環である、未来を担う子どもたちに、「食」を通して、農業への関心を高め、食育や地産地消の促進に繋げるためにも、農家の皆さんと協力して学校給食米一〇〇%有機化に向けた取り組みにも積極的に参加して参ります。

今後も、農業や農家の皆様を取り巻く課題の改善に向け、農業委員会が求められている役割を果たしていくよう、外出自粛などの影響により制限が多々ある中、試行錯誤しながら、取り組んで参ります。

農業者が、将来に希望が持てるような地域作りのためにも、皆様方のより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いし、挨拶と致します。

令和三年の 農業委員会総会日程について

農地を耕作する目的で売買・貸し借りする場合や、農地（市街化調整区域）を農地以外に転用（用途変更）する場合は、農業委員会または知事の許可が必要になりますので、事前に許可申請をしていただき、農業委員会総会で許可・審査をします。

許可を受けずに売買や賃借、転用をしている場合は違法となりますので、必ず事前に許可申請をしてください。

【農業委員会総会予定表】

総会開催日	許可申請書 提出期限
4月6日（火曜）	3月16日（火曜）
5月7日（金曜）	4月16日（金曜）
6月7日（月曜）	5月17日（月曜）
7月6日（火曜）	6月16日（水曜）
8月5日（木曜）	7月16日（金曜）
9月7日（火曜）	8月16日（月曜）
10月7日（木曜）	9月16日（木曜）
11月5日（金曜）	10月18日（月曜）
12月7日（火曜）	11月16日（火曜）

※総会開催日は変更になることがありますので、申請等がある場合は事務局にご確認ください。

木更津市内で 農業を始めたい方へ

農業委員会では主に農地探しをサポートさせていただきます。農業を始めたい方のご希望の地域や条件などを勘案したうえで、最適な農地をご紹介します。

また、農業を始めるにあたってはいくつかの要件がございますので、丁寧にご説明をしながら、それらの要件を満たし、安心して農業が始められるよう、関係機関と連携してサポートいたします。

木更津市内で新たに農業を始めたい方で、農地を探している方は、農業委員会へご相談ください。



気をつけて
ください!

農地の売買・賃借等

「高齢で農業を続けられない。後継者もいないので農地を処分できないの?」こんな悩みを抱えている人も多いと思います。

しかし、「農地」は農業生産の基盤であることから、売買等の所有権の移転や太陽光発電施設や資材置場等、農地以外の用途に転用するには大きな制限があります。農地の売買や賃借には農業委員会での手続きが必要になりますので、業者等と契約を結ぶ前に必ず農業委員会へお問い合わせください。

農地法による許可等の無い農地の売買契約は法律上無効であり、登記もできません。所有者としての責任も残りますので、固定資産税等の税金や水利費等の負担がなくなる訳ではありません。ヤミ耕作の場合は、農地を返してもらい際に離作料が発生したり、20年以上耕作していた際に農地が借主のものになったり、貸主から急に返還を求められたりするケースがあります。

さらに、手続きがされていない違法な転用等の場合は、厳しい措置がとられますのでご注意ください。

その他にも、農地に土を入れる行為も農業委員会の手続きが必要になります。農業委員会の手続きを行わずに建設残土を入れられてしまい、農地としての活用が難しくなった事例等もありますので、ご自身の土地に土を入れる際には、まずは農業委員会までご相談ください。

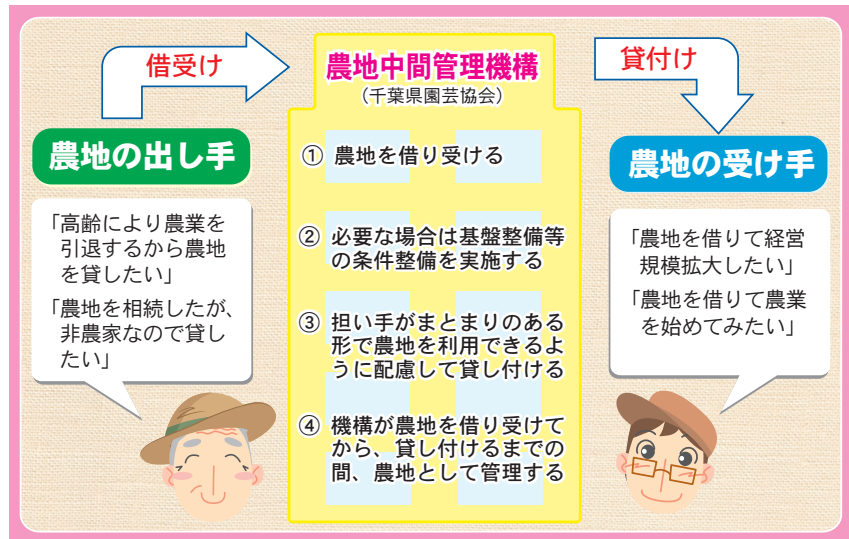
農地の貸し借りは 中間管理事業 をご活用ください!

農地中間管理事業は、担い手への農地集積・集約化を図るため、農地の中間的な受け皿となる農地中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）が農地所有者と農業経営者の間に立ち、経営規模を縮小したい農家等から農地を借り受け、担い手に使いやすいように集約して貸し出す事業です。

現在利用権を設定されている方についても、今後は農地中間管理機構を活用した農地の利用権設定を推奨します。農地中間管理機構を活用することで、安心して貸し借りを任せることができ、これまでの耕作者が引き続きその土地での耕作を希望すれば、その方を優先して耕作者とすることもできます。また、複数の担い手へ貸している地権者の方でも、これまでより手続きや賃料の受け取りなどの手間が簡略化できます。

相談または問合せ先

- ・木更津市経済部
農林水産課
(TEL: 0438-23-8444)
- ・公益社団法人
千葉県園芸協会
(農地部 TEL: 043-223-3011)





よくわかる 農業者年金 Vol.4



Q. 保険料はいくらですか？ **A. 保険料の額を選ぶことができます！**

保険料は、加入者自らが月額2万円～6万7千円の間で、千円単位で自由に決められます。農業経営の状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。

Q. どのような年金を受け取れますか？ **A. 老後の年金は生涯受給できます！**

年金の種類には、①自分が支払った保険料とその運用収入を基礎とする「農業者老齢年金」と、②保険料の国庫補助額とその運用収入を基礎とする「特例付加年金」があり、原則65歳から生涯支給されます。
もし80歳前に死亡した場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、「死亡一時金」として遺族に支給されます。

農業者年金の年金支給額の試算

【保険料月額2万円で、付利利率2.30%の場合】

加入年齢	納付期間	年金試算額（年額）	
		男性	女性
20歳	40年	91万円	79万円
30歳	30年	60万円	52万円
40歳	20年	35万円	31万円
50歳	10年	16万円	14万円

65歳までの付利利率は2.30%、65歳で裁定した以降の予定利率は1.55%で計算していますが、運用成績により年金額は変動します。

**全国農業新聞を
購読しませんか**

「全国農業新聞」は、全国農業会議所が発行する、経営と暮らしに役立つ農業専門誌です。「週刊」を活かし、農政の動きや技術・流通など、農業に関する最新の情報をお届けしています。県内の農業の様子や、木更津市内の情報も掲載されております。また、紙面は見やすいオールカラーとなっております。

興味のある方はパンフレットをお渡ししますので、お気軽に木更津市農業委員会までお問い合わせください。

■発行日…毎週金曜日発行
(月4回)

■購読料…月額七〇〇円
(送料、税込み)



編集後記

新型コロナウイルス感染症が流行してから一年以上が経ちました。マスクを着け、ソーシャルディスタンスを取って過ごさなければならず、外出しづらい日々が続いていますね。家での楽しみに、木更津産の農産物を買って、召し上がってみてはいかがでしょうか。

編集部では、農委だよりに登場していただける農家さんを募集しています。「近所に頑張っている農家さんがいるよ」、「私の農業での取り組みを取材してほしい！」という方のご連絡をお待ちしております。